

晃の園デイサービスセンター 「指定認知症対応型通所介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(介護保険事業所番号 2274100110)

当事業所はご契約者に対して指定認知症対応型通所介護サービスを提供します。
事業の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の
とおり説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果『経過的要介護』『要介護』と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

目次

1. 事業者の概要
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
5. 苦情の受付
6. 個人情報の取り扱い

1. 事業者の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 駿河会
(2) 法人所在地 静岡県静岡市葵区富沢 1 5 4 2 - 3 9
(3) 代表者氏名 理事長 小嶋 きみ子
(4) 設立年月日 昭和 6 3 年 4 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定認知症対応型通所介護事業所
(併設型指定認知症対応型通所介護)
介護保険事業所番号 2274100110 (平成 12 年 3 月 1 日指定)
当事業所はケアハウスラポーレ駿河に併設されています。
- (2) 事業所の目的 指定通所介護は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に通所介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 晃の園デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 静岡県静岡市葵区富沢 1 5 4 2 - 4 6
- (5) 電話番号 0 5 4 - 2 7 0 - 1 7 1 1
- (6) 管理者氏名 玉田直文
- (7) 事業所の運営方針 当施設は地域の高齢者福祉ネットワークの拠点として、住み慣れた地域で生活し続けられる地域福祉の街づくりに寄与する使命を持って運営します。
そして、在宅の認知症高齢者に対し、通所により各種サービスを提供することによって、認知症の程度の軽減、生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図ることを目的として、援助をさせていただきます。

(8) 開設年月日 平成8年4月1日

(9) 通常の事業実施地域

静岡市大川、清沢、中藁科、南藁科、服織西、服織

(10) 営業日及び営業時間

定休日	日曜、祝日、年末年始(12/29~1/3)
受付時間	8:30 ~ 17:30
サービス提供時間	9:45 ~ 16:15

(11) 利用定員 月曜日~土曜日 一単位12名

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	現員	常勤換算
管理者	1名	1名
生活相談員	3名	1名
介護職員	4名	3名
機能訓練指導員	1名	1名
歯科衛生士	1名	1名

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
介護職員	勤務時間 8:30 ~ 17:30

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについては、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第 4 条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分 (通常 9 割) が介護保険から給付されま
す。

< サービスの概要 >

食事 (但し、食材料費は別途いただきます。)

当事業所では、栄養士 (管理栄養士) の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身
体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としてい
ます。

(食事時間) 1 1 : 3 0 ~ 1 3 : 0 0

入浴

入浴または清拭の介助を行います。

排泄

ご契約者の排泄の介助を行います。

機能訓練

機能訓練指導員の指導により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに
必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

口腔機能向上

歯科衛生士の指導により、ご契約者の口腔衛生上問題のある方には、口腔清掃と口腔リハビリを実施し、口腔機能の維持・改善を図ります。

送迎

ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、所定の送迎費用をご負担いただきます。

<サービス利用料金（1回あたり）>（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

サービス利用料金	経過的要介護	約 8,100 円
	要介護 1	約 8,690 円
	要介護 2	約 9,620 円
	要介護 3	約 10,550 円
	要介護 4	約 11,480 円
	要介護 5	約 12,410 円
上記のうち介護保険から給付される金額	合計の通常 9 割	
サービス利用に係る自己負担額	合計の通常 1 割	

1 ただし、次に掲げるサービスを利用した場合は、別途料金が加算されます。

入浴加算 入浴を行った場合 1 日につき約 50 円

口腔機能向上加算 口腔機能の向上機能を行った場合、1 回につき約 100 円。（月 2 回まで）歯科受診をした月は加算されません。

ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。経過的要介護または要介護の認定を受けた後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。(下記(2) 参照)

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第7条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額をご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

食費(食材料費含む)

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金：1食あたり 500円

通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施区域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として下記の料金をいただきます。

料金：1kmあたり 30円

レクリエーション活動

ご契約者の希望によりレクリエーション活動に参加していただくことができます。

料金：材料代等の実費

複写物の交付

ご契約者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

料金：1枚につき 10円

日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用を実費負担していただきます。

経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第7条参照)

前記(1)(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までに以下の方法でお支払い下さい。

ア. 金融機関口座からの引き落とし

しずおか信用金庫 羽鳥支店 普通預金 に口座を作成していただきます。

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第8条参照)

利用予定日の前にご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービス実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料としての料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

5. 苦情の受付（契約書第22条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

担当者	塚本裕一
電話番号	054-270-1711
受付時間	毎週月曜～土曜日 8:30～17:30

（2）行政機関その他苦情受付機関

静岡市役所 介護保険課

所在地	静岡市追手町5-1
電話番号	054-254-2111
受付時間	8:30～17:30

国民健康保険団体連合会

所在地	静岡市春日町2-4-34
電話番号	054-253-5530
受付時間	8:30～17:30

6. 個人情報の取扱い

当事業所では個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインに基づいて、当法人で規定する諸規則等により保有する利用者の個人情報について適切に管理し、利用者の求めに応じて内容を開示する。また、個人情報の使用に関しては予め個人情報の使用に係る同意書により同意の上、使用する。

平成 年 月 日

(事業者)

指定認知症対応型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 駿河会

説明者氏名

印

(利用者)

この説明書により、指定認知症対応型通所介護サービスの提供に関する重要事項の説明を受けました。

利用者氏名

印

この重要事項説明書は、厚生省令第37号(平成11年3月31日)第3条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。